

徳山市 新南陽市 熊毛町 鹿野町

# 合併協議会 つうしん

VOL.2  
2002.9

発行／徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会 編集／合併協議会事務局  
徳山市代々木通一丁目2番地 TEL (0834) 22-8245 FAX (0834) 22-8246  
E-mail:shunan-gp@mx5.tiki.ne.jp ホームページ <http://ww5.tiki.ne.jp/~shunan-gp>





合併協議会会長  
徳山市長  
河村和登

このたび、栄えある2市2町の合併協定書の調印を滞りなく終えることができましたことは、長年、この日を夢見ておりました私にとりまして感慨無量であり、喜びに耐えないところでもあります。皆様方のご協力に対しまして心から感謝申し上げます。

振り返りますと、この周南地域の合併問題は、既に10数年前から論議され、21世紀へと引き継がれた歴史的な課題でありまして、青年会議所や女性団体の皆様をはじめ多くの先達が崇高なまちづくりへの理想のもと、周南地域の将来のあるべき姿を目指して頑張っておられたところがございます。

こうした活動は、各方面に脈々と受け継がれるとともに裾野を広げ、民間・議会・行政が自治体の枠を越えた一体的な取り組みを進めた結果、今日を迎えられたわけであります。

周南地域は、既に生活圏、経済圏が一体となっており、最早、合併の実現は時代の要請でもあります。こうした時期に私は徳山市長として市政を預かり、また、合併協議会の会長という大役を仰せつかりましたことは誠に光栄であり、微力ながら合併に尽力できましたことを最大の喜びとするものであります。

子ども達の未来に夢を託せる、山口県で一番元気のある中核都市を目指してこれからも頑張ってお参りたいと思っておりますので、皆様方の更なるご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

終わりに、本日まで支えていただきました、吉村新南陽市長さん、大田熊毛町長さん、岡林鹿野町長さん、そして、誠心誠意、合併に取り組んでいただきました合併協議会委員の皆様へ心から厚くお礼を申し上げます。

## 徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町

# 合併調印式を開催

第7回合併協議会終了後、2市2町の長による合併協定調印式が開催されました。

調印式では、合併協議会事務局からこれまでの合併協議会の経過報告が行われた後、河村徳山市長、吉村新南陽市長、大田熊毛町長、岡林鹿野町長が合併協定書に調印を行い、引き続き、立会人として2市2町合併協議会委員が署名・押印を行いました。

最後に、2市2町の市長、町長から、これまでの合併協議会を振り返ってのあいさつがありました。

今後は、2市2町のそれぞれの議会でも、来年4月21日、周南市誕生に向けての合併に関する議案の審議が行われます。



## 合併協議会 経過報告

平成14年

1月17日 下松市を含む3市2

町合併協議会のすべての協議を終了。その後の合併手続きへの移行が、困難な状況となる。

2月25日 2市2町の長が2市

2町の先行合併を表明。

4月24日 2市2町合併協議会

設立会議を設置。

法定協議設置のための事前の

連絡調整機関として2市2町の長、議会の議長、民間学識経験者の計12名で構成。

経験者の計12名で構成。

主な申し合わせ事項

2市2町の合併は、3市2町の先行合併であり、将来的には、下松市はもとより光市や大和町をも視野にいられた合併をめざすものとして位置づける。

「合併の方式」「合併の期

日」「新市の名称」「新市の事務所的位置」については、

3市2町の調整方針をその

まま引き継ぐ。

3市2町合併協議会の協議

調整方針を最大限に尊重する。

合併協定項目に「地域審議

会」を新たに加える。

5月開催の臨時議会 2市2町



鹿野町長  
岡 林 久 熊



熊毛町長  
大 田 良 充



新南陽市長  
吉 村 徳 昌

本日は、2市2町の合併協定調印式が厳肅に滞りなく運びましたことを、まもなく皆様方とともに喜び申し上げたいと存じます。また、これまでの皆様方のご協力、ご尽力に対しまして、改めて厚くお礼申し上げる次第です。特に、河村会長さんにおかれましては、会長としての重責を務められ、いろいろお骨折りをいただきましたことに対しまして、ここに再度お礼申し上げたいと思います。

これから鹿野町といたしましては、合併議案を議会に提案申し上げ、議会の皆様方のご理解をいただき、議決を賜るように努力をして参りたいと思っています。

また、合併準備につきましては、首長同士が協議を重ね、組織機構等細部につきまして、効率的で、かつ、住民サービスが低下しないように、4人の首長が力を合わせて、取り組んで参りたいと思っています。

今後におきましても、皆様方のご協力をいただき、皆様方の知恵と心と力の一つにして、新しい周南市を誕生させ、県勢発展をリードする「元気発信都市」の創造をめざして、皆様方とともにがんばって参りたいと思っています。本日は、どうもありがとうございました。

本日のこの合併協定書の調印という日を迎え、本当に感慨ひとしおでございます。

本町におきましては、いろいろなこと等がありますけれども、私はこの合併協議につきまして、3市2町から2市2町の先行合併となりましたけれども、最高の選択肢であり協議内容であることのように申し上げてまいりました。

私は、この立派な協定内容でもって、新しいまちづくりをぜひとも進めたい、このような思いでございます。

これからいろいろなルールによってこれらを進めていくわけでございますけれども、来年の4月21日の合併をめざして頑張るまいります。どうぞ、あらためて皆様方のご支援ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

また、本日まで合併協議に関わりになりました皆様方に心から感謝、お礼を申し上げまして、簡単でございますがご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

一言お礼を申し上げます。各委員の皆様方のご協力によりまして、本日合併協定書に調印をすることができました。心より感謝を申し上げます。

今、時代は大きく変化をしております、当初3市2町で立ち上げました法定合併協議会の時期からここ2、3年の間に、国の市町村に対する財政的な対応が大変厳しくなっております。これに伴い、地方自治体を取り巻く環境も大変厳しくなり、効率的な財政運営をするためには適正規模の自治体にならざるを得なくなったと考えております。

そうした状況の中で、本日の合併協定書の調印は、大変喜ばしいことと思っております。

これからそれぞれの議会で議決をいただく手続きが残っておりますが、来年4月の新市誕生に向けて、皆様方にはこれまで以上にご支援ご協力を賜りますようお願いを申し上げます、お礼の言葉といたします。ありがとうございました。

- のそれぞれの議会で、賛成多数により合併協議会の設置が可決される。
- 6月1日 徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会を設置。
- 6月8日 第1回合併協議会  
「合併の方式」「合併の期日」
- 「新市の名称」「新市の事務所  
の位置」「条例、規則等の取  
扱い」「電算の管理運営」を決定。
- 6月17日 第1回幹事会
- 6月22日 第2回合併協議会  
「議会議員の定数及び任期の  
取扱い」「農業委員会委員の定  
数及び任期等の取扱い」「一  
般職の職員の身分の取扱い」「特  
別職の職員の身分の取扱い」
- 「公共的団体等の取扱い」
- 「町・字名の取扱い」「慣行の  
取扱い」「地域審議会」を決定。
- 7月5日 第2回幹事会
- 7月13日 第3回合併協議会
- 7月24日 第3回幹事会
- 7月29日 第4回合併協議会
- 8月5日 第4回幹事会
- 8月10日 第5回合併協議会
- 8月19日 第6回合併協議会
- 8月27日 第7回合併協議会
- 8月27日 合併協定調印式
- 第3回合併協議会以降の決定  
項目は、次頁からを参照して  
ください。



周南地域地場産業振興センターで開催され、合併協定項目の4議案について協議調整が行われ、決定されました。

**議案**

**財産及び公の施設の取扱い**  
2市2町の所有する財産及び公の施設は、すべて新市に引き継ぐ。

**組織及び機構**

新市における組織及び機構の整備方針は次のとおりとする。ただし、新市においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。

**総括調整方針**

次の事項を基本として新市の組織機構を整備する。  
(1) 新市移行後も住民サービスの下をきたさないように十分配慮した組織機構

- (2) 市民が利用しやすく、わかりやすい組織機構
  - (3) 市民の声を適正に反映することができる組織機構
  - (4) 簡素で効率的な組織機構
  - (5) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織機構
  - (6) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構
  - (7) 地方分権に柔軟に対応できる組織機構
  - (8) 新たな行政課題に速やかに対応できる組織機構
- 個別整備方針**
- (1) 新市の組織は本庁と支所とし、合併時においては2市2町の現有庁舎を有効活用する。
  - (2) 徳山市役所を本庁とし、新南陽市役所、熊毛町役場、鹿野町役場については、現行組織から管理機能の一部を除き総合支所として設置する。
  - (3) 本庁は、市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務及び総合支所

の所管する区域以外の市域に関する事務を所掌する。  
総合支所は、合併前の市町の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き住民サービスを提供する総合行政機関であるとともに、地域振興の拠点として所管区域を対象とした地域振興策を企画立案し、また新市建設計画に予定される地域別整備方針の実現を任務とする。

- (4) 2市2町の支所、出先機関は現行のまま存続する。
- (5) 2市2町に設置されている行政委員会、委員及び附属機関については、原則として統合する。

地域性により独自に設置されている附属機関等については、実態を考慮して整備する。

また、委員構成等については、2市2町の実状、地域性に配慮し適切な措置を講ずるものとする。

**〈委員からの主な意見等〉**  
新市においても鋭意行財政改革を推進していくべきである。行政、民間、ボランティアなど役割分担を考察し、行政のスリム化を図るべきである。

**総括調整方針**

**使用料・手数料の取扱い**  
新市の速やかな一体性の確保や住民負担に配慮し、2市2町間で同一又は類似の施設の使用料については、可能な限り統一に努めるものとする。  
ただし、差異の著しいものや

事情により調整が困難なものは、当分の間現行のとおりとする。また、手数料については、可能な限り統一に努めるものとする。

この総括調整方針に基づき、個々の使用料・手数料の取扱いが決定されました。

主な使用料・手数料の調整結果は、表1(次頁)のとおりです。

**〈委員からの主な意見等〉**  
住民活動での使用と営利目的での使用では、料金格差を設けるべきではないか。

**その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い**

**総括調整方針**  
住民負担、行政サービスにかかる各種制度については、健全財政に配慮しつつ、合併効果による住民生活の質的向上が図られるよう、次の考え方で調整するものとする。

- (1) 各種制度については、少子高齢化・情報化社会等、時代のニーズに配慮し調整する。
- (2) 各種制度については、総合的に住民にとって不利益とならないよう調整に努める。
- (3) 各種制度については、新市全体の均衡を保ち、一体

性の確保ができるよう速やかな統合に努める。

この総括調整方針に基づき、14項目について協議調整が行われます。

**都市計画・建設事業**  
市町道等の管理等は、市道、認定外道路、生活道路の3区分で管理するものとし、新たに制度等を創設する。

市道の認定基準は、2市の認定基準を基本に道路幅員は4m以上とし、新たに制度等を創設する。ただし、合併前の市町において、既に市町道に認定されている道路については市道とする。

**都市計画区域及び用途地域**  
は、新市に移行後も現行どおりとする。なお、都市計画区域や市街化区域と市街化調整区域の区域区分等の見直しを行う場合は、新市の基本構想や都市計画マスタープラン等との整合性をはじめ、都市計画審議会の意見も踏まえ対応する。

**2市は下松市、光市とともに周南都市計画を、熊毛町は単独で熊毛都市計画を定めています。鹿野町には都市計画区域の指定はありません。**

表1【主な使用料・手数料の調整結果】

区 分	調 整 結 果
市営住宅の使用料	使用者の急激な負担増を考慮し、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
下水道使用料	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
公立幼稚園の授業料・入園料	授業料(保育料)については、国の交付税基準と同じ額で調整する。ただし、入園料については、廃止の方向で検討する。
公民館の使用料	各施設の状況が異なるため、当面は現行の使用料とするが、新市に移行後、速やかに調整する。
体育施設の使用料	新市では、利用目的に応じた全体的な調整が必要であり、新市に移行後、速やかに調整する。
斎場・火葬施設の使用料	火葬施設の使用料は、無料とする。施設の共通使用について、一部事務組合との調整が必要であり、新市移行後、速やかに調整する。
証明手数料 閲覧・照合手数料 交付手数料	1件200円で調整する。
し尿処理手数料	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
ごみ処理手数料	定時収集の処理手数料は、無料とする。ただし、指定袋代は実費とする。
粗大ごみ処理手数料	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

下水道受益者負担金制度は、現行のまま新市に引き継ぐこととするが、将来的には賦課についての検討を行うものとする。

新南陽市と鹿野町が制度を設けています。

**消防・防災事業**  
消防団員の定員、任期、定年は、新市移行後、速やかに調整する。

消防団組織は、合併時に一つ

に統合するが、分団組織や管轄区域は新市移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

**環境衛生、環境保全事業**  
し尿収集は、徳山市の例による

徳山市の収集体制は委託方式。徳山市の収集方法は、1ヶ月1回、1ヶ月2回、2ヶ月1回、臨時の4区分を設定。熊毛町は地区により1ヶ月1回、1ヶ月2回。

り調整する。ただし、熊毛町の収集方法は、当面現行のとおりとする。

**ごみ収集**は、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

**指定ごみ袋**は、販売価格や販売方法については、新市に移行後、速やかに調整する。

**教育事業**  
主な教育事業の調整結果は、表2のとおりです。

表2【主な教育事業の調整結果】

区 分	調 整 結 果
奨学金貸付事業	徳山市の例により調整する。ただし、貸付額については上位のものに合わせる。
通学区域(小・中学校)	新市に移行後、速やかに調整する。
学校給食の状況	給食費については、新市に移行後、速やかに調整する。給食調理法式については、現行のまま新市に引き継ぐ。業務委託については、現行のまま新市に引き継ぐ。
公民館の管理、使用基準	新南陽市の例により調整する。ただし、休館日については、12月29日から翌年の1月3日までとし、使用時間については、午前8時30分から午後10時までとする。
文化財の状況	国、県、市町指定の文化財は、現行のまま新市に引き継ぐ。

《委員からの主な意見等》  
公民館の使用基準は、できる限り住民が利用しやすいよう調整に努めるべきである。  
( 休館日・使用時間について、調整案が修正されました。 )  
行政改革の一環として、学校給食の民間委託を行う方向で進めるべきである。  
学校給食の委託を行う場合も、安全・衛生を第一に考えなければならない。

**保健・福祉事業**  
保健・福祉事業は、少子高齢化社会に配慮し、可能な限りサービスは高い水準に調整されています。特に子育てをしやすい環境づくりに配慮し調整されています。また、高齢者福祉については介護保険における利用者負担を参考にしながら利用料の調整が行われています。

主な保健・福祉事業の調整結果は、表3(次頁)のとおりです。

**介護保険制度**  
介護保険給付は、現行のまま新市に引き継ぐ。

**介護保険料(第1号被保険者保険料)**は、新市において再計算し、国の基準に従って決定する。なお、支払い回数10期とし、納期限については他費目納期を参考に新市に移行後、速やかに調整する。

**情報公開制度**  
情報公開制度は、新市において新たに制度を創設する。ただし、合併前の各市町の情報公開については、旧市町の従前の情報公開制度の例による。

**市長・町長の資産等の公開**  
は、法律に基づくもので、現行のまま新市に引き継ぐ。

**表彰制度**  
新市では、他市の状況等を参考に、新たに制度等を創設する。



**第4回  
合併協議会**

2002.7.29

表3【主な保健・福祉事業の調整結果】

区 分	調 整 結 果
保育料	新南陽市の例により、同一世帯から入所している第2子以降については無料とする。 ただし、保育料徴収金額表については、国の徴収基準を参考に新市に移行後、速やかに調整する。
乳幼児医療	新南陽市・鹿野町の例により、対象者の所得制限を設けない。
母子・父子医療	徳山市の例により母子・父子家庭に対する医療費の助成を実施し、県制度にあわせ対象者に対しては所得制限を設ける。
児童クラブ	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。ただし、保育料は月額2,000円とする。
福祉タクシ -	徳山市・新南陽市の例により、助成回数は年間1人48枚以内とし、人工透析をしている者には、さらに48枚以内で追加する。
重度心身障害児(者)福祉手当	新南陽市の例により調整する。 【手当額】 2級以上の障害又は知能指数が35以下の児童 ：月額 4,200円 3級の障害又は知能指数が50以下の児童 ：月額 2,500円 3級以上の障害又は知能指数が50以下の障害者 ：月額 1,000円
重度心身障害者医療制度	徳山市・新南陽市・熊毛町の例により、県制度に合わせ対象者には所得制限を設ける。
介護予防・生活支援事業	デイサービス 徳山市・新南陽市の例により、利用料は1回800円とし、送迎は無料とする。ただし、入浴設備の無い施設では、利用料100円を減額する。
	ショートステイ 徳山市の例により、利用料は1日につき400円とし、これに給食費として1食につき400円を加算する。
	ホームヘルプサービス 新南陽市の例により、訪問回数は週2回とし、利用料は1時間当り150円とする。 熊毛町の制度は、有償ボランティア制度として再編成する。
配食サービス	全市域を対象とし、利用料金、配食回数・時期については、新市移行後、速やかに調整する。
緊急通報装置	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
敬老祝金	75歳以上の者に一律支給する。ただし、支給額については新市に移行後、速やかに調整する。
乳幼児健康診査	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、2歳児健診は他の制度で対応するため廃止する。
妊婦健康診査	定期検査の回数は3回とし、超音波検査については35歳以上1回実施する。

**議 案**

**地方税の取扱い**

2市2町に係する市町税は、個人市町民税、法人市町民税、固定資産税、軽自動車税、市町たばこ税、鉱産税、特別土地

合併協定項目の3議案について協議調整が行われ、決定されました。また、新市建設計画についての協議が開始されました。

保有税の普通税と、都市計画税、入湯税の目的税があります。これらの税目について、税率や納期に若干の差異があるため、協議調整が行われ、表4(次頁)のとおり決定されました。

Q 都市計画の見直しに伴う都市計画税の賦課について、具体的な時期を示して欲しい。

A 新市において都市計画審議会の意見等を踏まえ都市計画の見直しを行うこととなるので、その時期については未定である。



合併協議会では、「教育事業」や「保健・福祉事業」など、私たちの生活に関わりの深い内容が協議されました。こうした協議結果をもとにした、ある家族での会話です。

母：きょうね、お母さん、合併協議会の傍聴に行ってきたの。

娘：へえ、お母さん、なんだか難しそうだな会議みたいだけども面白いの？

母：面白いとか、そういう問題じゃないのよ。今日はね、教育とか福祉とか、新しい市になったらいろいろと制度が変わったりするって聞いたから、どんなふうにかわるのかわかって思ってた。

息子：わかった！僕の給食費が高くならないか心配したんだ。

母：いやね、まあ、それもあんだけど、じゃなくて、ほら、従姉のお姉さん、もうすぐ赤ち

表5【補助金・交付金等の調整方針の分類】

調整方針の分類	補助金(例)
現行のまま新市に引き継ぐ	私立幼稚園助成(就園奨励費、運営費)、遠距離児童・生徒通学費補助、さかなまつり開催費補助など14件
いずれかの市や町の例により調整する	ごみ収集場所整備費補助金、ねたきり老人訪問理髪サービス、はり・きゅう施術費補助など24件
新たに制度等を創設する	自治会集会所建設費補助、私立幼稚園助成(園児保護者)、農業近代化資金など5件
新市に移行後速やかに調整する	文書配付等報償金、防犯灯設置費補助、緑化・花いっぱい推進事業、社会教育団体等補助、スポーツ推進団体補助など17件
新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する	合併処理浄化槽設置整備事業補助金、資源ごみ回収事業報奨金、社会福祉団体補助、老人クラブ助成、民生児童委員協議会補助、土地改良事業補助など21件
廃止の方向で検討する	納期前納付報奨金、納税貯蓄組合事務費補助金の2件

表4【税目と調整結果】

税目	調整結果
個人市民税	均等割については、地方税法に規定する標準税率(2,500円)を採用するが、新南陽市と2町は、合併年度とこれに続く5年度間は不均一課税とする。
法人市民税	地方税法に規定する制限税率(14.7%)を採用するが、鹿野町の法人は、合併年度とこれに続く5年度間は不均一課税とする。
固定資産税	税率は現行どおり1.4%とする。納期は、5・7・12・2月とする。
都市計画税	税率は現行どおり0.2%とする。
軽自動車税	軽自動車の種類は、徳山市と鹿野町に規定がある「専ら雪上を走行するもの」を含めたものとする。納期については、5月とする。
市たばこ税	現行のまま新市に引き継ぐ。
鉱産税	徳山市と2町の例により調整する。
特別土地保有税	免税点が5,000㎡未満となる。
入湯税	熊毛町の例により調整する。

補助金 交付金等の取扱い

2市2町は、それぞれの施策として、各種団体に対し補助金や交付金を交付しており、各制度も社会・経済的諸条件や歴史・伝統的諸条件等の相違により多種多様にわたっているため、総括調整方針が次のとおり決定され、これに基づき個別の補助金、交付金等について調整が行われています。

総括調整方針

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整するものとする。なお、補助金については次のとおりとする。

- (1) 2市2町で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
  - (2) 各市町独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。
  - (3) 整理統合できる補助金については、統合するよう調整する。
- 主な補助金・交付金等の調整結果は、表5のとおりです。
- 資源・ごみ回収事業報奨金について、協議の結果、「熊毛町の例による」とした調整案を「当

分の間現行どおりとし、随時調整する」に修正されました。

【現状】徳山市と熊毛町は制度を設けているが、新南陽市は制度を設けていない。鹿野町も、ごみの分別収集の実施に伴い平成12年度から制度を廃止している。

〈委員からの主な意見等〉

ごみの分別収集を各市町が実施している現状では、住民に對しその徹底を図ることが重要で、こうした事業は廃止する方向で検討すべきである。子ども環境教育であるとともに地域のふれあい活動としての役割は大きい。廃止するまでには、周知期間が必要ではないか。

はり・きゅう施術費補助については、委員から「熊毛町の例により調整できないか」との意見が出されましたが、「国保制度を補完する高齢者福祉制度として位置付けており、新市での利用実態を調査する中で検討していく」とし調整案どおり決定されました。

【現状】熊毛町は全町民を対象とした福祉施策として実施しているが、新南陽市と鹿野町は高齢者福祉として実施している。また、徳山市は制度を設けていない。なお、熊毛町においては、あんま・マッサージも含めている。

やんが生まれたりするでしょう。仕事も続けたいから上の子と一緒に保育園に預かってもらうことを考えて、この機会に保育料の制度が良い新南陽に引越そうかって言ったのね。



娘…お姉さん、新南陽市なら赤ちゃんを保育園に入れて

も2人が同時に通っていたら1人は保育料が無料だから助かるって言うってたよな。

母…そうそう。それに、乳幼児の医療費も所得に関係なく助成をしているしね。でもね、ほら今日もらってきた資料を見て。



息子…僕には難しいよ。

母…一つひとつはそんなに難しいことばかりじゃないの。ほらね保育園の保育料は「新南陽市の例により」、って所にながっているでしょう。これは合併後は周南市全域でこの制度が使われるってことなの。

娘…それなら引越さなくても住み慣れた場所で安心して子供たちを保育園に通わせることができるね。

息子…ふーん、でも僕たちはもう小学生だから、あまり関係

17万人のまちづくり  
21のリーディングプロジェクト

拠点性の向上	<p><b>《都市のグレードアップ》</b> 都市基盤・機能をも高める重点事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 中心市街地活性化事業</li> <li>② 新たな交流拠点施設整備事業</li> <li>③ 徳山下松港港湾整備事業</li> <li>④ 行政機構機能アップ促進事業</li> </ul>
豊かさの創造	<p><b>《住民福祉の向上》</b> 安全で快適な暮らしの実現のための事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 学び・交流プラザ整備事業</li> <li>⑥ 資源循環型社会形成事業</li> <li>⑦ 快適な水道基盤整備事業</li> <li>⑧ 情報通信基盤整備事業</li> <li>⑨ 子育てサポート事業</li> <li>⑩ 高齢者いきいき事業</li> <li>⑪ 文化・芸術活動支援事業</li> <li>⑫ 国際交流事業</li> <li>⑬ ファンタジアファーム整備事業</li> </ul>
一体性の確保	<p><b>《一体感のあるまちづくり》</b> 地域内交流、連携を促進するための事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑭ 幹線道路網整備事業</li> <li>⑮ 公共交通機関の拡充整備</li> <li>⑯ 市民参加型イベントの創造事業</li> <li>⑰ 地域コミュニティ形成事業</li> <li>⑱ 合併記念公園化整備事業(追加)</li> </ul> <p><b>《地域の均衡ある発展》</b> 地域の特性に応じた振興を図るための事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑲ コアプラザ熊毛整備事業</li> <li>⑳ コアプラザ鹿野整備事業</li> <li>㉑ 行政サービスシステム構築事業</li> </ul>

その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い

広報・公聴事業

広報活動は、広報紙の発行回数を、月2回とする。

広報モニター制度や電波メディアの活用等の広報活動については、新たに制度等を創設する。

公聴活動は、市政モニター制度や市政懇談会等、新たに制度等を創設する。

交通安全対策事業

交通災害共済制度の調整結果は、次のとおりです。

運営方法は、新市で直営方式により運営する。

加入申込み金は、大人500円、中学生以下100円(但し、保護者

と共に加入する場合は免除)とする。ただし、70歳以上・その他(生活保護世帯・母子世帯・交通遺児・知的障害者・6級以上の身体障害者)は100円とする。

加入資格は、新市区域内の居住者に限る。

傷害見舞金のうち、死亡見舞金は現行どおり100万円とする。傷害見舞金は、傷害の程度に依り1万～30万円を支給する。

国際交流等事業

姉妹都市縁組は、現行のまま新市に引き継ぐが、合併調印後、相手の姉妹都市縁組の意思を確認した後、改めて調印する方向で協議をすすめる。

国際交流事業は、新市移行後、同様な制度はできるだけ一本化

し、国際交流事業の拡充に向け速やかに調整する。

中学生等海外派遣事業は、より多くの生徒を派遣する方向で、新たに制度等を創設し、補助率については、2/3とする。

**協議**

**新市建設計画**

本計画の概要は、次のとおりです。

(1) 合併の必要性

地方分権時代に対応したまちづくり

行財政基盤の強化と住民福祉の維持向上

生活圏の一体化に伴う行政の

新市建設計画とは、合併後のまちづくりのマスタープランとしての役割を果たすものです。

この新市建設計画の具体的内容は、新市建設の総合的かつ効果的な推進、新市の一体性の速やかな確立、住民福祉の向上、新市の均衡ある発展、などに十分配慮し、合併協議会において作成されるものです。なお、新市建設計画に盛り込むべき事項は、市町村の合併の特例に関する法律に示されています。

- 展開
- (2) 新市の概況と主要指標
- 2011年の人口を17万人と設定
- (3) 新市建設計画の概要
- 計画期間は、平成15年度から平成24年度までの10年間
- (4) 新市建設の基本方針
- 「基本目標」
- 2市2町の合併は、下松市を含む3市2町の「先行合併」であり、将来的には光市、大和町を含む周南地域全域をも見据えた合併を目指すものとして位置づけられ、周南地域の目標である中核都市づくりへの第一歩を踏み出す重要な意味をもつもの
- です。
- このため、『県勢発展をリードする「元気発信都市」の創造』を基本目標に掲げ全国有数の工

ない話みたいだなあ。

母…そんなことないわよ。合併っていうのは赤ちゃんから高齢者までみんなに関係することなんだから。自分の住むまちに興味をもたないというのはおかしいでしょう？

息子…でも、大人の人の話って感じがするんだよね。例えば僕たちにも嬉しいこととかないの？

母…一つの市になったら動物園や郷土美術資料館の入園が無料になるからこれまで以上に利用しやすくなるわよ。

娘…合併でいろいろ変わるってことはわかったけど、元の制度と同じになる市町村ではあまり変化は感じられないんじゃないのかな。

父…そんなことはないんだよ。どこの市町村にも良い所と改善が必要なところがあるんだ。

行政サービスのすべてを良い方に合わせると言うのは難しいけれど、市民のために住みやすい市にするために何度も大きな会議が開かれたり、説明会が開かれたりしているんだよ。

息子…そうなんだ、お父さん。僕も ずっとこの町に住みた





業集積地としての地域特性を最大限生かし、高次都市機能や中枢管理機能、さらには多様な産業の集積によって雇用を創出し、都市としての自立的な発展・成長を促す一方、住民が質の高い暮らしや豊かさを実感できるよつ、地域間の一体性を高め、バランスの取れたまちづくりを進めていくこととしていきます。

『中核都市像』  
『未来を拓く活力と豊かな自然に満ちた生活文化都市』

『基本方針』

まちづくりの基本方針

快適で彩あふれる生活都市

ゆとりとつるおいに満ちた

文化都市

人と地球にやさしい安全都市

未来を拓く創造都市

市政運営の基本方針

政策形成能力の向上

行財政の効果的・効率的運営

住民参加の促進

(5) 新市の建設方向

都市構造

広域活力創造圏ネットワーク化と地域連携軸の形成

高次都市機能が集積した都市の形成

心の形成

複数の地域核を持つ多極ネットワーク型都市の形成

自然と共生したゆとりある

【財政計画(10年間)に盛り込まれた主な内容】

行政サービス・住民負担の格差是正のための経費(試算額45億円)

保健・福祉、教育事業等のサービス拡充に伴う歳出増による経費

合併に伴う節減経費(削減可能額 89億円)

一般職、特別職、議会議員などの削減による人件費節減経費

国財政支援措置等を活用した事業の経費(試算額441億9千万円)

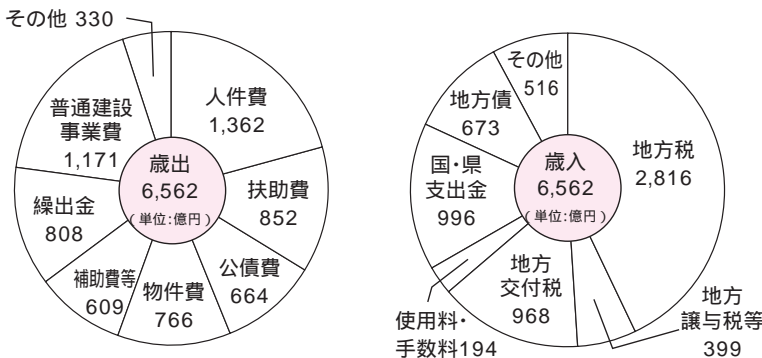
合併特例債適用事業にかかる経費(414億円)

その他の国の財政支援措置を適用した事業にかかる経費(27億9千万円)

地域社会の形成  
土地利用と地区別整備の方向  
都心地区、都市地区、郊外地区、産業地区、中山間部及び島しょ部地区に大別し、それぞれの地区の特性を生かした有効利用を図り、総合的、計画的なまちづくりを進める。

(6) 新市建設の根幹となる事業  
新市がめざすところの中核都市像の実現にむけた施策として、メイン事業をリーディングプロジェクトと位置づけるとともに主要施策を体系的に整理し

【財政計画(普通会計・10年間の総額)】



リーディングプロジェクト  
全国有数の産業集積など、周南地域に備わった優位性を最大限活用し、『拠点性の向上』『豊かさの創造』『一体性の確保』の3つの視点から、従来の2市2町の都市規模では実現が困難であった新規事業や既存の事務事業をスケールアップさせることにより、元気で活力にとんだまちづくりを推進するにふさわしい事業を位置づけている。(8頁に掲載)

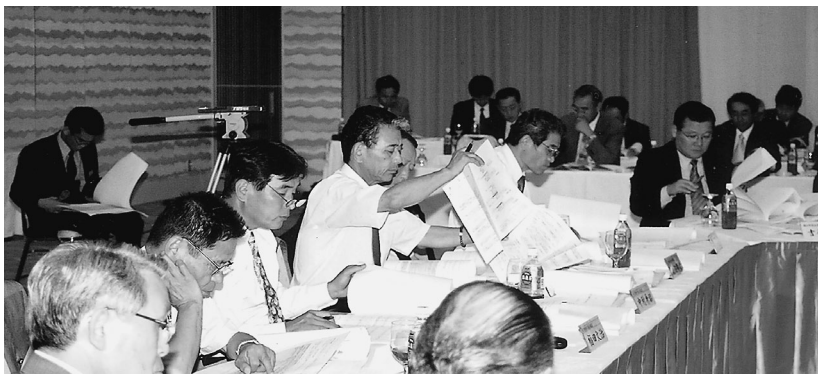
主要施策  
既存の広域圏計画、2市2町の総合計画、行政制度や公共施設の整備状況等を踏まえつつ、新市の更なる発展と市民生活の一層の向上を図るものとして、まちづくりの基本方針に基づき体系化し、リーディングプロジェクトを含めて一体的に展開する。

(7) 公共施設の統合整備  
市民の意向をはじめ地域特性や地域間バランスなどを十分に考慮し、重複する公共施設の統合整備を検討する。特に、市民が等しく保健・福祉・医療サービスを享受できるように、未設置地域の解消を図ることを目標に、施設の適正配置やサービス体制の拡充も併せ検討する。

(8) 財政計画  
新市の10年間の財政運営の指針として、歳入・歳出を各項目ごとに、現況及び過去の実績や経済情勢等を勘案しながら推計するとともに、合併協議会での調整方針に基づく住民負担・行政サービスの格差是正のための経費や合併に伴う主な節減経費等を反映しています。さらに、合併特例債等の国の財政支援措置等をも活用し、堅実な財政運営を基調としています。

財政計画の10年間の総額と各項目の内訳は上図のとおりです。

いから、もつとよくしてほしいな。  
父..お母さんが合併協議会を傍聴に行ったのはとてもいいことだったね。テレビや新聞で見るとは違って、一つひとつの制度やサービスがどうやって決まっていくなかが見ると安心するだろう?  
母..そうね。今まではなんとなくだったけど、考えてみたらこれから新市で育っていく子供たちのためにも知っておかなきゃいけないこともたくさんあるのよね。小学校や中学校の通学区にも変化があるって聞くし。でも、いつも合併協議会に参加できるわけでもないし。知りたいことがあってもどこに聞けばいいのかわからないわ。  
父..合併協議会のホームページがあるはずだよ。これまでに話し合われたことやこれからの予定なんかも見ることができるとね。インターネット好きのお母さんにはもってこいじゃない?  
母..いいわね。早速そちらもみてみるわ。  
息子..僕たちのこともあったらまた教えてね。  
母..まかせておいて!  
(おわり)



〈委員からの主な意見等〉

新たな交流拠点施設は、十分に利用される施設として、機能を十分検討する必要がある。合併記念公園化整備事業は、はじめとして必要と思う。魅力ある都市づくりをし、雇用の創出を図ることが大事である。

都市として発展するには、第1に拠点性の向上を図るべきである。

他に類をみないような、特色あるまちづくりをしていこう。



**議 案**

合併協定項目の議案3件について協議調整が行われ、決定されました。

また、「新市建設計画」については、前回に引き続き協議が行われた結果、次回議案として提出されることとなりました。

**国民健康保険制度の取扱い**

合併による急激な負担増に配慮し、国保会計に3年を限度として5億円の財政支援を行うこととなりました。このことから、新市において検討機関を設置、財政支援措置が経過した後の国保制度の健全運営を図るための取り組みをすることとなりました。

新市における国民健康保険制度の調整結果は、表6のとおりです。

表6【国民健康保険制度の調整結果】

区 分	調 整 結 果
賦課形態	保険料とする。
賦課方式	均等割・平等割・所得割の3方式とする。
賦課割合	応益割と応能割の割合を50対50に近づける平準化方式とし、料率を統一する。 ただし、急激な負担増に配慮し、財政支援措置を講ずることとしますが、金額は財政計画で定めることとし、期間については3年限度を目安とする。
保険料の減額	平準化に伴い、所得に応じ7割・5割・2割の減額とする。
納付回数	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、納期については、別に調整する。
納入(納税)組合	廃止の方向で検討する。
任意給付	徳山市、新南陽市の例により調整する。 出産育児一時金：300,000円、葬祭費：70,000円
はりきゅう 施術費の支給	徳山市、新南陽市の例により、国保事業として調整する。 (1日1回、1ヶ月12回まで。助成費：760円、併用は920円)
人間ドック健診費助成	熊毛町の例により、補助率を90%とする。
高額療養費貸付	徳山市の例により、貸付対象者に対する所得制限を設けないこととする。
国民健康保険診療所	現行のまま新市に引き継ぐ。
介護分の保険料	国民健康保険料(医療分)の取扱いに準じ調整する。

**水道事業のうち計画給水人口**

が101,500人を簡易水道事業、5,001人以上を上水道事業といえます。

**その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い**

分の間現行どおりとし、随時調整する。

**簡易水道事業**

2市2町には平成14年度現在20箇所に簡易水道施設が設置されており、地理的な条件等により同一事業とすることが困難なことから、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

**料金、料金体系、水道加入金**

については、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

《家事用・口径13mmでの現行1ヶ月当り水道料金と加入金》

区 分	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町	
	上水道・簡水	上水道・簡水	簡 水	簡 水	
使用量	10m <sup>3</sup>	1,407円	1,344円	1,036円	945円
	25m <sup>3</sup>	4,168円	3,612円	2,595円	2,520円
水道加入金	42,000円	52,500円	6,300円	なし	

**同和对策事業**

同和福祉支援資金貸付事業は、平成13年度で終了したが、償還業務については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

**一部事務組合等の取扱い**

**一部事務組合**

2市2町のそれぞれが構成団体となっている13の一部事務組合に関する調整結果は、表7(次頁)のとおりです。

表7【一部事務組合の調整結果】

<b>新市で合併の日に当該組合に加入する。</b>
山口県徳山地方養老介護施設組合
<b>合併の日の前日をもって関係の一部事務組合から脱退し、新市において事務を行う。</b>
山口県東部地方税整理組合、山口県市町村職員退職手当組合、山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合、山口県市町村消防団員補償等組合
<b>合併の日の前日をもって関係の一部事務組合から脱退し、合併の日に新市で旧市町の区域を対象地区として、当該組合に加入する。</b>
光地域広域水道企業団、周南地区衛生施設組合、周陽環境整備組合、玖西環境衛生組合、光地区消防組合
<b>合併の日の前日をもって関係の一部事務組合から脱退し、合併の日に新市の全区域を対象地区として、当該組合に加入する。</b>
周南地区食肉センター組合、山口県市町村災害基金組合
<b>合併の日の前日をもって一部事務組合から脱退する。</b>
山口県自治会館管理組合

**協議会**  
 合併の日の前日をもって関係の協議会から脱退し、合併の日に新市で当該協議会に加入する。(合併協議会については、**一部事務組合**とは、2以上の地方公共団体が協議により、経費を分担して事務の一部を共同で行うために設けるものです。主にごみ・し尿処理や消防などの市町村の区域を越えた広域的な事務処理に活用されています。)

**併の前日までに廃止する)**  
**財団等**  
 当面、現行どおりとする。ただし、同様な事業を行う財団等は、新市の速やかな一体性の確立を図るため、統合整備に努めるものとする。  
**土地開発公社**  
 2市2町の土地開発公社のうち、1土地開発公社を新市の土地開発公社とし、他の3土地開発公社は、合併の日の前日まで解散する。

**継続協議**

**新市建設計画**  
 多くの委員から意見や要望が出され、活発な協議が行われた結果、次のような点を修正事項とすることとなりました。  
 「合併記念公園化整備事業」をリーディングプロジェクトに追加すること。  
 「快適な水道基盤整備事業」の概要の中に、検討機関を設置し、水道局の経営基盤の強化、組織の合理化に向けた取り組みを行う旨を追記する。

**第6回 合併協議会 2002.8.19**

こうした修正事項を踏まえ、次回合併協議会に議案として提出されることとなりました。

合併協定項目の最後の議案として「**新市建設計画**」について協議調整が行われ、**原案**どおり決定されました。

**議案**

**新市建設計画**  
 原案どおり決定されました。今後の手続きとして、本日決定された新市建設計画(案)は、市町村の合併の特例の関する法律に基づき、県知事に提出し正式協議を行うこととなります。その後、県知事からの回答を受けて新市建設計画が最終決定されることとなります。

**報告**

**第7回 合併協議会 2002.8.27**

**新市建設計画の県知事との協議結果とすべての合併協定項目の協議結果をまとめた合併協定書**について報告が行われました。

**新市建設計画**  
 第6回合併協議会で決定した後、県知事と正式協議を行った結果、異議ない旨の回答がありました。これにより、合併協議会として最終決定したこととなります。

**合併協定書**  
 合併協議会で協議決定された合併協定項目をまとめた合併協定書

**事務局つうしん**  
 今回の合併協議会つうしんは、月2回ないし3回合併協議会が開催されたことなどにより、第3回以降の協議内容をまとめるの発行となりましたが、ご了承ください。合併協議会の協議資料や会議録は、2市2町の本庁や支所、閲覧コーナー、合併協議会事務局で自由に閲覧できますし、ホームページにも掲載しています。



調印式を終え、協議会委員の皆さんで、記念撮影

立会人として署名・押印する協議会委員



# 今後の手続き

合併協議書の調印

関係市町議会の合併の議決

県知事へ合併の申請

県議会の議決と県知事の決定

総務大臣への届出と告示


周知の準備


## 調印書

徳山市、新南陽市、熊毛町及び鹿野町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づき徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会において上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成14年8月27日

徳山市長 河村和彦 

新南陽市長 吉村徳昌 

熊毛町長 大田良充 

鹿野町長 岡本久典 